

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



No.162 (不定期配信)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社、本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

説的解封、不能説的放開

「解封了！(封鎖が解かれた)」「放開了！(開放だ)」。中国で生活の自由を取り戻した喜びの声がネット上に溢れた。衛生当局は12月7日、新型コロナウイルスの制限緩和措置を発表。PCR検査対象の縮小や隔離体制の見直しが盛り込まれ、日常生活の足かせが少なくなった。ただ、ワクチン接種の遅れや医療インフラへの懸念などは相変わらずで、感染再拡大の波に怯える市民の姿も目立つ。

★ ★ ★ ★ ★

政策見直しの動きはまさに電光石火。衛生当局は11月11日、濃厚接触者の集中隔离期間短縮や二次接触者の判定取り止めなどを発表した。それから1カ月も経たないうちに冒頭の追加緩和策を出した。

なぜこのタイミングなのか。一つのきっかけになったのは抗議活動だ。厳格なロックダウン(都市封鎖)やゼロ政策自体への不満が高まり、11月下旬に上海や北京、広州や重慶などで異例の抗議デモが広がった。現場レベルでは半ばなし崩し的な封鎖解除やPCR検査中止が続出。防疫向け支出がかさんでいた地方政府は苦しい状況にあり、先の見えない作業を続ける現場スタッフの疲弊した姿も伝えられていた。政府は「デモに屈した」と見られることを嫌うが、自身のメンツが傷つかない程度に「市民がそれほど望むのなら」という内向きのロジックで政策調整に乗り出したフシもある。

国営メディアなどは今回の政策転換を大きく支持。つい先月まで「ゼロコロナ政策の堅持」をうたっていたのがウソのようだ。手の平返しもここまでくるとあきれてしまう。

その後の宣伝攻勢もえげつない。国営の中央電視台(CCTV)は12月5日、専門家の話として、オミクロン変異株が肺炎など重い症状を引き起こす確率はインフルエンザよりも低いと報じた。「コロナは風邪」というやや極端な論もネット上を中心に広まり、

予想通り風邪薬の買いだめや品不足が起きている。伝染病診療国家重点実験室の幹部からは「無症状感染者は病人ではない」との意見すら登場。北京市呼吸器疾患研究所のトップは「後遺症はないはずだ」と言い切った。一方、新型コロナ対策本部が2カ月前に開いた記者会見では、専門家チーム長の梁万年氏が「オミクロン変異株は最後の変異株ではない」と警鐘を鳴らし、中国疾病予防管理センター(CDC)疫学首席専門家の呉尊友氏は「後遺症は一般的に重症病例に見られ、軽症病例にも発生することがある」と強調していた。ウイルスの変異よりも、専門家の変節を怖いと思うのは私だけだろうか。

「実は私も陽性だった」という告白報道(官製プロパガンダ)も相次いでいる。中国では「コロナは悪」という風潮の下、感染者の差別も少なからずあった。政府の方針転換を受け、やっと届くようになった声。政策次第で考え方や社会状況も一変する。

懸念されるのは規制緩和後の感染拡大だ。科学雑誌「ネイチャー」(11/30付WEB版)は、中国が厳しい規制を解除した場合、オミクロン変異株の感染者数は1億6000万～2億8000万人に上り、高齢者を中心に130万～210万人が死亡すると試算。中国CDCの元副主任、馮子健氏は12月6日、「(規制緩和後の)第一波で感染率は60%前後に達する。その後は平穩期となり、恐らく最終的に80～90%の市民が感染する」と語っている。行動規制などの再発令はあるのだろうか。政策の揺り戻しには注意したい。

★ ★ ★ ★ ★

前述の梁万年氏は12月7日のTVインタビューで、コロナとの戦いに勝利するための重要事項として、ワクチン接種の加速、治療薬(特に漢方薬)の活用、医療リソースの充実を挙げた。ただ、筆頭項目には「揺るぎない信念で党中央の決定事項を遂行する」とある。そう。党を信じればコロナに打ち勝つことができるのだ!「信じる者は救われる」――。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注意事項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商号等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本社所在地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2022 年 12 月 12 日
審査部審査済